



ストップ詐欺被害!

問 中野市消費生活センター

☎ 22201

今年、市内での特殊詐欺被害認知件数は、前年より大幅に増加しています。10月末で8件、被害額は670万円余りです。

これ以上特殊詐欺被害に遭わないために、実際に発生した詐欺の手法と対処法を紹介します。

▼【被害事例①】 市役所および金融機関職員をかたる還付金詐欺
 ▼被害者 市内在住60歳代男性
 ▼被害額 97万円

10月下旬、市役所職員をかたる男から電話があり、「保険料が過払いなのでお返しする。還付金は口座振り込み。キャッシュカードを持って現金自動預払機(ATM)に行つて」と言われた。

被害男性は男に携帯電話番号を教え、指定された市内のATMに行つた。そこで金融機関職員をかたる男から電話があり、指示通りにATMを操作した。

被害男性が自身の口座残高を確認したところ、他人名義の口座に97万円振り込んだことが分かり、被害に気付いた。



▲中高防犯協会連合会イメージキャラクター「さかいさん」

▼【被害事例②】 有料サイト未納料名目での架空請求詐欺
 ▼被害者 市内在住50歳代男性
 ▼被害額 100万円

7月上旬、法律事務所員を名乗る男から電話があり、「有料サイトに2年分の未払い金があると訴えが出ている。保険を利用すると50万円で登録解除でき、支払った金も9割返還される」と言われた。

被害男性は指定された都内の住所に100万円を送った。その後、提訴されているかを裁判所に確認し、被害に気付いた。

上記の被害事例のように、最近特に多い手口は「還付金詐欺」と「架空請求詐欺」の2つです。

■還付金詐欺とは?

国や県、市などの公の機関の職員を名乗って「医療費を返します」「保険料の払い戻しがあります」「手続きをするのでATMへ行つてください」などと言つてお金をだまし取ろうとする手口です。



■架空請求詐欺とは?

不特定多数の人に対し、アダルトサイトなどの利用料金名目、訴訟関係費用名目など架空の料金を請求するものです。虚偽の文書やメールを送つて不安にさせ、現金を振り込ませたり送付させたりして、だまし取る手口です。

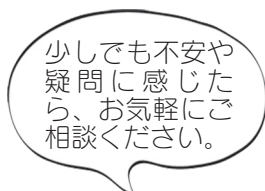


■詐欺被害に遭わないために

- ①「ATMで手続きをしてください」と言われたら、それは絶対に詐欺
- ②心当たりのない請求には応じない
- ③怪しい電話がきたら、1人で判断せず、家族や警察に必ず相談を

中野市消費生活センター
をご利用ください

近年、消費者被害が増加する中、消費者の安心・安全な生活の確保やトラブルの未然防止が求められています。今年4月、市では、相談支援体制を強化した「中野市消費生活センター」を市役所内に開設しました。消費生活センターでは、身に覚えのない請求や悪質商法、訪問販売などによる契約上のトラブルなど、消費生活に関する苦情・相談を受け付けています。専門知識を持った相談員が助言や情報提供を行い、皆さんの問題解決をお手伝いします。



降幡相談員

- ▼受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで(祝日を除く)
- ▼場所 市役所1階(市民課隣)
- ▼相談方法 電話や来所による相談
- ▼費用 無料
- ※事業者からの事業に関する相談は受け付けできません。
- ※相談内容によっては、ほかの相談窓口をご紹介する場合があります。